

(仮称)宇都宮市安全で安心なまちづくり条例骨子(案)について

1 条例制定の背景

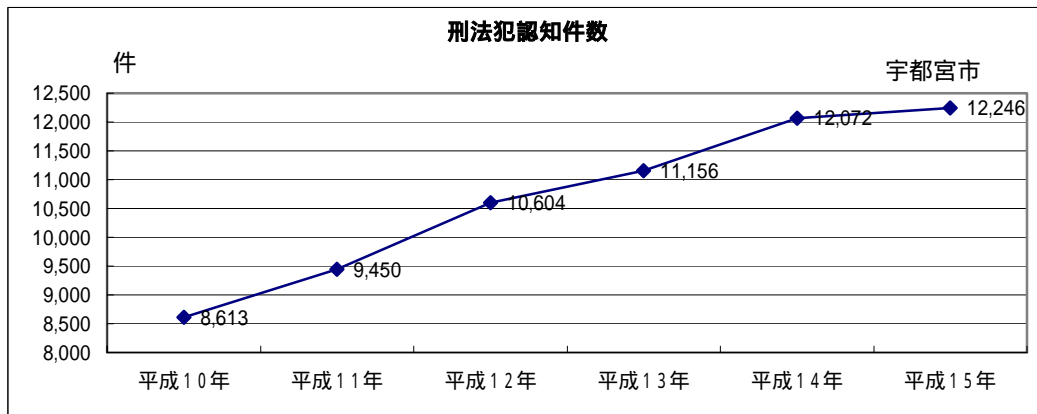
全国的に治安が悪化している中、本市においても例外ではなく、犯罪の発生件数が年々増加傾向にあります。特に、空き巣ねらいやひったくりなど、身近な場所で発生する犯罪が増えております。

(1)本市の犯罪の発生状況

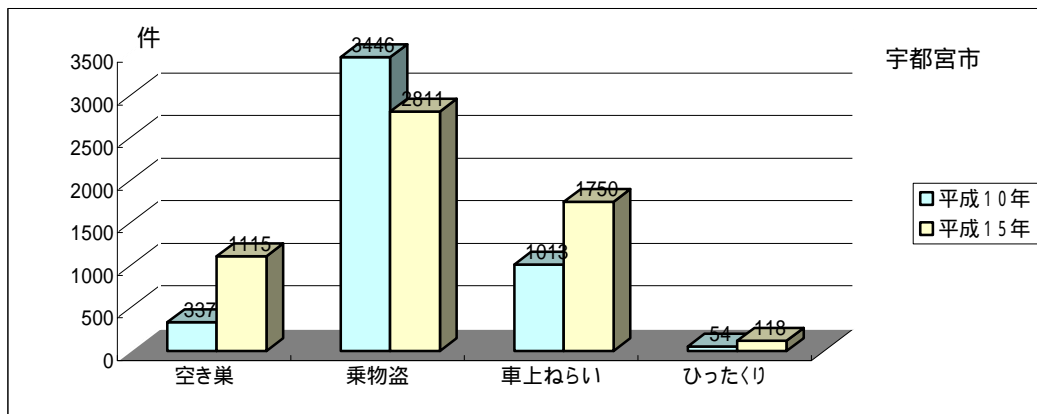
刑法犯認知件数の推移を見ると、平成10年の8,613件から、平成15年には12,246件と1.4倍に増加している。

内容的には、5年前と比較して、凶悪犯罪が約2.5倍、窃盗犯罪が1.2倍となっている。特に、窃盗犯罪のうち、空き巣ねらいが3.3倍と大幅に増加している。

刑法犯認知件数



身近な犯罪の認知件数



(2) 犯罪に対する市民の意識

平成16年3月に市が実施した、身近な犯罪に対する考えや地域における防犯活動の取組状況などについての意識調査によると、「犯罪に遭うのではないかと不安を感じているか」の質問について、89.5%が不安を感じると答えています。

不安を感じる犯罪としては、「空き巣ねらい」が最も多く、次に「車上あらし」、「詐欺(悪質商法など)」、「ひったくり」、「自転車盗」など、身近なところで発生する犯罪に強い不安を感じています。

更に、必要な取組として、行政においては、「防犯灯や街路灯の整備」、「道路や公

園等の暗がりをなくす」などが多く、地域の取組としては、「一人ひとりの防犯意識を高める」、「地域のつながりを強くする」などを求めています。

「安全・安心まちづくりに関する意識調査」

市内の20歳以上80歳未満の市民3,000人を対象

(回答1,298人, 回答率42.3%)

(3) 犯罪増加の要因

犯罪多発の背景にあるものとして、次に挙げるような要因が考えられます。

- | |
|----------------------|
| 1 地域社会の一体感・連帯意識の希薄化 |
| 2 遵法意識・遵法精神の低下 |
| 3 犯罪の実行を容易にする社会環境の出現 |
| 4 未成年を取り巻く環境の悪化 |
| 5 生命の尊さに対する意識の低下 |
| 6 長引く不況による経済情勢の悪化 |

2 条例の必要性

- (1) 犯罪を未然に防止するための取組を進めるため、警察、市、市民、事業者などが一体となって、安全で安心して暮らせるまち「宇都宮」の実現や、「身近な地域の安全で安心の確保」に向け継続的な取組の実行できる仕組づくりの必要があります。
- (2) 安全で安心なまちづくりは、市、市民、及び事業者がそれぞれの役割を果たし、積極的に相互の協力・連携を図り、自立の精神及び相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会の形成の必要性を常に認識して推進する必要があります。
- (3) 増加する犯罪を抑止し、市民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するための、警察、行政、市民、事業者が一体となった6つの基本方向のもと、具体的な取組を進める必要があります。

<6つの基本方向>

意識啓発の実施

教育の実施

地域の連帯感の醸成

自主防犯活動の推進

防犯に配慮した都市環境づくり

推進体制の整備

- (4) 全市民が意義や重要性を認識し、考え、行動していくためには、それぞれの役割を明確にし、安全で安心なまちづくりに関する考え方や方策などを盛り込んだ共通のよりどころとなる法的整備の必要があります。

3 条例骨子(案)について

市、市民、事業者等が一体となり、安全で安心して暮らせるまち「宇都宮」を目指すために、現段階における条例に盛り込む骨子(案)を記載しております。

この条例骨子(案)とその内容については、市民のご意見を参考に議論を重ねることを目的に作成したもので、その内容がそのまま条例案になるものではありません。

条例骨子（案）

	条例に盛り込むべき事項	内 容
1	条例を制定する目的に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪や犯罪に至るおそれのある行為を未然に防いで、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、市や市民、事業者が行うべきこと明らかにするため、この条例を定めます。
2	安全で安心なまちづくりに関する基本理念に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全で安心なまちづくりは、市や市民、事業者がそれぞれに取り組むとともに、お互いが密接に連携し、協働して行われなければならないこととします。 ・ 安全で安心なまちづくりは、個人が尊重され、自立の精神と相互扶助の精神に支えられた良好な地域社会を形成することが必要であるということを常に認識して、行われなければならないこととします。
3	安全で安心なまちづくりに関する市の責務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、安全で安心なまちづくりのための施策を定めて、実施しなければならないこととします。 ・ 市が定める施策には、市民や事業者の意見を反映させなければならないこととします。 ・ 市が施策を実施するときには、市民や事業者の理解と協力を得るとともに、高齢者、障害者などに配慮しなければならないこととします。 ・ 市は、安全で安心なまちづくりを推進するために、国、県、警察署などの関係機関や防犯協会などの関係団体と密接な連携を図るよう努めなければならないこととします。
4	安全で安心なまちづくりに関する市民の責務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民は、互いに協力して地域活動の推進に努めるとともに、市や事業者と連携し安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとします。 ・ 市民は、安全で安心なまちづくりに必要な知識や技術を積極的に習得するよう努めるとともに、自らの安全の確保に努めるものとします。
5	安全で安心なまちづくりに関する事業者の責務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者も地域社会の一員であると認識して地域活動に参加するとともに、市や市民と連携し安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるものとします。 ・ 事業者は、所有し、管理する土地や建物、工作物を適正に管理するとともに、事業活動を行う際には、安全で安心なまちづくりのために最善の努力を払うよう努めるものとします。 ・ 事業者は、従業員や職員などに安全で安心なまちづくりに必要な知識や技術を習得させるよう努めるものとします。
6	意識啓発の実施に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市は、安全で安心なまちづくりについての市民と事業者の関心や理解を深めるため、広報や啓発活動を行うものとします。
7	未成年者の保護に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市や市民、事業者は、健全な成長を阻害するおそれのある環境から、次世代を担う未成年者の保護に努めるものとします。

	条例に盛り込むべき事項	内 容
8	遵法意識の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 市や市民，事業者は，次世代を担う未成年者の健全な成長にふさわしい社会環境を醸成するため，法規守る意識の向上に努めるものとします。
9	安全教育の実施に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 市は，市民と事業者が自主的に安全で安心なまちづくりを推進するため，必要な知識や技術の普及についての教育を実施するよう努めるものとします。
10	良好な地域社会の形成に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 市民は，地域社会において相互に信頼し，連携し，協力する関係が安全で安心なまちづくりに寄与するものであることを認識し，あいさつしたり地域行事に参加したりすることなどを通じて地域における連帯感を醸成し，良好な地域社会を育てるよう努めるものとします。
11	安全で安心なまちづくりを推進するために必要な人材の育成に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 市は，地域における自主的な防犯活動を担う人材など，安全で安心なまちづくりを推進するために必要な人材の育成に努めるものとします。
12	自主的な活動に対する支援等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 市は，市民や事業者で組織する団体が行う安全で安心なまちづくりに関する活動に対して，必要な情報の提供や技術的助言などの支援をすることとします。
13	学校等における生徒等の安全の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 学校や児童福祉施設を設置し，又は管理する者は，保護者，地域住民，関係機関等と連携し，学校等における生徒や児童，幼児の安全を確保するよう努めるものとします。
14	通学路等における生徒等の安全の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 生徒等が通学，通園等に利用している道路や公園，広場などで生徒等が犯罪に遭わないようにするため，道路や公園，広場などを管理する者や生徒等の保護者，学校を管理する者，地域の住民は，連携して道路や公園，広場などにおける生徒等の安全の確保に努めるものとします。
15	犯罪の防止に配慮した道路等の普及に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 市は，犯罪の防止に配慮した道路や公園，共同住宅，自動車駐車場，自転車駐車場の普及に努めるものとします。
16	推進体制の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 市は，安全で安心なまちづくりに関する施策を効果的に実施するための推進体制を整備するよう努めるものとします。